

令和3年度 指名停止措置業者一覧表

No.	業者名	所在地	指名停止事由(措置要件)	指名停止期間	備考
7	大和ハウス工業株式会社	大阪市 北区梅田3丁目3番5号	<p>当該業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置し、また、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。</p> <p>このことに対し、令和3年11月17日に近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項に基づく営業停止処分を受けた。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第11項:建設業法違反行為)</p>	<p>令和4年1月14日から 令和4年4月13日まで (3月間)</p>	
6	株式会社迫田建設	鹿児島市 樋之口町9番24号	<p>当該業者は、令和3年11月30日に2回目の不渡手形を発行し、同年12月3日に銀行取引停止処分となった。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第1第9項:経営不振)</p>	<p>令和3年12月28日から 令和4年12月27日まで (12月間)</p>	
5	テクノ冷熱株式会	鹿児島市 南栄五丁目10番地10	<p>当該業者は、鹿児島市給水条例第4条及び第6条第2項に違反して無届で給水装置の工事を施工し、指定給水装置工事業業者の指定の効力停止処分を受け、水道局から不正又は不誠実な行為による指名停止措置(令和3年10月22日から令和3年11月21日まで1か月)を受けた</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項:不正又は不誠実な行為)</p>	<p>令和3年11月4日から 令和3年12月3日まで (1月間)</p>	
4	株式会社タイカイ	鹿児島市 池之上町21番3号	<p>当該業者は、本市発注の「春山2号線側溝整備工事」において、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者を生じさせた。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第1第7項:工事関係者事故)</p>	<p>令和3年11月4日から 令和4年 2月3日まで (3月間)</p>	
3	株式会社SETOKO興業	鹿児島市 小野三丁目6番6号	<p>当該業者は、本市発注の「団体営農業基盤整備促進事業鹿児島第1二期地区工事(3-1工区)」の指名競争入札において、落札者として決定されたにもかかわらず、「工期内の履行が困難」を理由に当該契約締結を辞退した。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第3第5項:契約不履行等)</p>	<p>令和3年10月27日から 令和4年 1月26日まで (3月間)</p>	

令和3年度 指名停止措置業者一覧表

2	森松工業株式会社	岐阜県 本巣市見延1430番 地8	<p>森松工業株式会社の営業所長等3名が、兵庫県赤穂市発注の配水池整備工事をめぐり、便宜を受けた見返りに、市職員に金銭を渡したとして、令和3年1月23日に兵庫県警に贈賄容疑で逮捕された。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第3項:贈賄)</p>	<p>令和3年 8月23日から 令和3年11月22日まで (3月間)</p>	
1	株式会社新輝開発工業	鹿児島市 上荒田町12番9号	<p>当該業者は、水道局発注の「吉野町污水管路施設工事(その6)」の指名競争入札において、落札者として決定されたにもかかわらず、「技術者不足」を理由に契約辞退届を提出したため、水道局から契約不履行等による指名停止措置(令和3年8月16日から令和3年11月15日まで3か月)を受けたものである。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第3第5項:契約不履行等)</p>	<p>令和3年 8月23日から 令和3年11月22日まで (3月間)</p>	